

平成22年3月31日
職業安定局雇用保険課
(担当)
課長 坂口 卓
課長補佐 篠崎 拓也
課長補佐 坂井 元興
(電話) 03(5253)1111
内線(5763)
(夜間) 03(3502)6771

報道関係者 各位

雇用保険法等の一部を改正する法律の成立 及び施行等について

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第15号)については、本年1月29日に国会に提出され、衆議院において、本会議、厚生労働委員会合わせて4回の審議を経て可決され、参議院において、本会議、厚生労働委員会合わせて2回の審議を経て本日付で可決、成立し、公布されたところであり、平成22年4月1日より施行される。(別添1及び別添2参照)

また、同法の施行に関し、厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会(会長 諏訪康雄法政大学大学院政策創造研究科教授)に対して「雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」について諮問し、同審議会から厚生労働大臣に対して、答申が行われたところである。(別添3及び別添4参照)

※ 資料

別添1 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

別紙1 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

別紙2 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

別紙3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示の制定について

別添2 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」の国会審議経過

別添3 「雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問書、答申書等

別添4 「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」の諮問書、答申書等

参考資料

参考1 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

参考2 周知用リーフレット

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

現在、雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあり、特に、非正規労働者の雇用の安定や雇用保険財政の安定的な運営に大きな影響を与えている中で、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図ることが緊急の課題となっている。

そのため、(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大、(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善、(3) 積立金から雇用安定資金に借り入れる仕組みの措置、(4) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動停止を内容とする雇用保険法等の改正を本年4月1日((2)については本日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日)より行うこととしたものである。

I 概要

1 非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「**6か月以上雇用見込み**」を「**31日以上雇用見込み**」に緩和する。(別紙1参照)

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された者については、**2年を超えて遡及適用**する。(別紙2参照)

事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、厚生労働大臣は事業主に対してその納付を勧奨する。

2 雇用保険の財政基盤の強化

(1) 積立金から雇用安定資金に借り入れる仕組みの措置

雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、**失業等給付の積立金から雇用保険二事業の雇用安定資金へ借り入れる仕組みを暫定的に措置**する。

【積立金の使用額】

予算で定めるところにより、平成22年度については、雇用調整助成金等のために必要な額を失業等給付の積立金から使用する。(平成22年度予算4,400億円)

【返済方法】

雇用保険二事業の単年度収支が黒字になった場合、その分は、積立金の借入額に達するまで返還する。

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動停止

平成22年度における雇用保険二事業の保険料率については、弾力変更の規定は適用せず、**原則の3.5/1000**とする。(別紙3参照)

【現行】

現行規定によれば平成22年度の保険料 3.0/1000 (弾力条項の発動により原則の3.5/1000から0.5/1000引き下げ)

↓

【暫定措置】

平成22年度の保険料率 3.5/1000 (弾力条項の発動を停止し、原則どおりの料率)

II 施行期日

平成22年4月1日(1(2)については公布の日(※)から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日)

※ 公布日は平成22年3月31日

非正規労働者に対する適用範囲の拡大

改正の背景

- 平成21年雇用保険法改正に併せ、短時間労働者の適用基準を「1年以上雇用見込み」から「6か月以上雇用見込み」に緩和（業務取扱要領を改正）
- 現在、「6か月以上雇用見込み」要件のため適用が受けられない者がいるが、非正規労働者に対する雇用のセーフティネット機能の強化を図るため、更なる緩和が必要

改正の内容

- 短時間労働者についての適用基準である「6か月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和する。

<現行>

「週所定労働時間20時間以上」

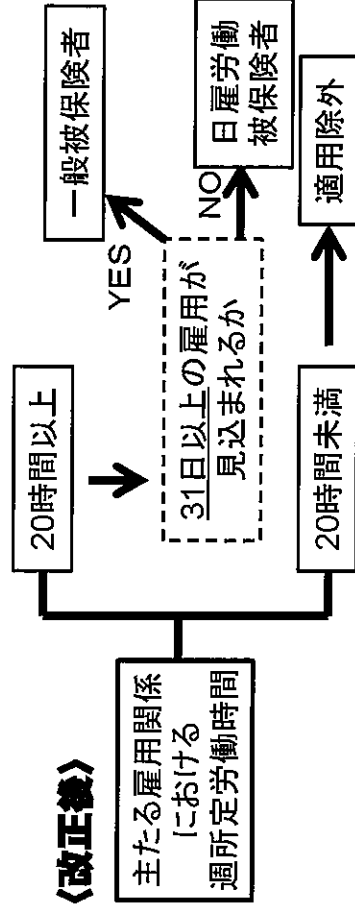
「6か月以上雇用見込み」（業務取扱要領に規定）

<改正後>

「週所定労働時間20時間以上」

「31日以上雇用見込み」（雇用保険法に規定）

- このほか、現行の業務取扱要領において適用除外としている「週所定労働時間20時間未満の者」、「昼間学生アルバイト」等についても、法律に規定。



雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

改正の背景

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入となっていた者については、現行制度においても、被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及して適用可能
- しかしながら、2年前までしか遡及できないことにより、事業主から雇用保険料を控除されていた期間を全て被保険者であった期間として算定した場合よりも所定給付日数が短くなるケースが発生

改正の内容

- 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間を改善
＜現行＞
被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及
- ＜改正後＞
 - ・ 事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年を超えて遡及（雇用保険料の天引きが確認された時点まで遡及）

例)倒産、解雇等による離職の者が6年前の給与明細等で雇用保険料控除の事実が確認できた場合
所定給付日数： 30歳以上45歳未満 90→180日分、45歳以上60歳未満 180→240日分

- ・ 遡及適用の対象となった労働者を雇用していた事業主のうち、事業所全体として保険関係成立届を提出しておらず、保険料を納付していないケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後でも納付可能とし、その納付を勧奨する。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき
雇用保険率を変更する告示の制定について

1 趣旨

- 平成 22 年度の雇用保険料率については、
- ・ 失業等給付に係る雇用保険料率について、積立金の状況を勘案し、原則 16/1000 であるところ、弾力条項（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 12 条第 5 項）により 12/1000 に引き下げる
（参考）平成 21 年度の保険料率は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 5 号）により、1 年限りの特例措置として 8/1000 とされたところ。
 - ・ 雇用保険二事業に係る雇用保険料率について、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」により、特例的に弾力条項（徴収法第 12 条第 8 項）を発動しないこととし、3.5/1000 とする
- ことから、雇用保険料率を告示する必要がある。

2 告示の概要

- 平成 22 年度の雇用保険料率について、15.5/1000（農林水産業及び清酒製造業については 17.5/1000、建設業については 18.5/1000）とする。

<平成 22 年度の雇用保険料率>

（ ）内は平成 21 年度

	雇用保険料率	失業等給付に係る保険料率			二事業に係る保険料率
		労働者負担	事業主負担		
一般の事業	15.5/1000 (11/1000)	12/1000 (8/1000)	6/1000 (4/1000)	6/1000 (4/1000)	3.5/1000 (3/1000)
農林水産・清酒製造業	17.5/1000 (13/1000)	14/1000 (10/1000)	7/1000 (5/1000)	7/1000 (5/1000)	3.5/1000 (3/1000)
建設業	18.5/1000 (14/1000)	14/1000 (10/1000)	7/1000 (5/1000)	7/1000 (5/1000)	4.5/1000 (4/1000)

3 適用日

平成 22 年 4 月 1 日

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」の国会審議経過

- 3月11日（木） 衆・本会議 趣旨説明、質疑
- 3月17日（水） 衆・厚生労働委員会 提案理由説明、質疑
- 3月19日（金） 衆・厚生労働委員会 質疑
- 3月24日（水） 衆・厚生労働委員会 質疑、可決
- 3月25日（木） 衆・本会議 可決
- 3月26日（金） 参・本会議 趣旨説明、質疑
参・厚生労働委員会 提案理由説明
- 3月30日（火） 参・厚生労働委員会 質疑、可決
- 3月31日（水） 参・本会議 可決、成立



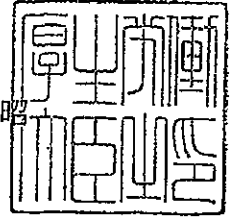
厚生労働省発職 0331 第 2 号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



別紙「雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案
要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 適用除外となる学生又は生徒の範囲

法第六条第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

(一) 卒業を予定している者であつて、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの

(二) 休学中の者

(三) 定時制の課程に在学する者

(四) (一)から(三)までに準ずる者として職業安定局長が定めるもの

二 被保険者となったことの届出の改正

(一) 事業主が、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことについて、当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、雇用保険被保険者資格

取得届(以下「資格取得届」という。)を提出する場合において、労働契約に係る契約書、労働者名簿、

賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となったことの事実及びその事実のあった年月日を証明することができる書類の添付を不要とするものとする。

(二) 事業主は、次のいずれかに該当する場合には、(一)にかかわらず、(一)により提出する資格取得届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となったことの事実及びその事実のあった年月日を証明することができる書類を添えなければならないものとする。

イ その事業主において初めて資格取得届を提出する場合

ロ (一)の期限を超えて資格取得届を提出する場合

ハ (一)の期限から起算して過去三年間に法第十条の四第二項に規定する同条第一項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ぜられたことその他これに準ずる事情があつたと認められる場合

ニ イからハに掲げる場合のほか、資格取得届の記載事項に疑義がある場合その他の当該届出のみでは被保険者となつたことの判断ができない場合として職業安定局長が定める場合

- (三) 事業主は、その同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他特に確認を要する者として職業安定局長が定める者に係る資格取得届を提出する場合には、(一)により提出する資格取得届に、労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となったことの実事及びその事実のあった年月日を証明することができる書類並びに職業安定局長が定める書類を添えなければならぬものとする。
- (四) 事業主は、(二)又は(三)にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、(二)又は(三)に定める書類を添えないことができるものとする。

三 日雇労働被保険者であった者に係る受給資格の調整の改正

- 日雇労働被保険者であった者に係る受給資格の調整に、次に掲げる事項を追加するものとする。
- (一) 法第五十六条の二第一項の規定により、同項に規定する日雇労働被保険者として同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間を法第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であった期間とみなす措置の適用を受けようとする者は、当該期間の最後の日の属する月の翌月の末日までに、当該同一の事業主の適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長又は管轄公共

職業安定所の長に、被保険者手帳を提出して、その旨を届け出なければならぬものとする。

(二) (一)の届出を受けた公共職業安定所長は、被保険者手帳に必要な事項を記載した上、返付しなければならないものとする。

(三) (一)の措置の適用を受けた者が受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者となるに至った場合において、基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、第十九条第一項(第六十五条の五又は第六十九条において準用する場合を含む。)の規定により、管轄公共職業安定所に出頭し、離職票を提出した上、当該措置の適用を受けた旨を申し出なければならぬものとする。

(四) 法第五十六条の二第二項の厚生労働省令で定める率は、二千分の十三とすること。

四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 その他

一 施行期日

この省令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

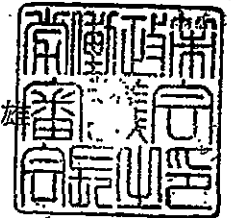
三 その他所要の規定の整備を行うものとする。



労審発第583号
平成22年3月31日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



平成22年3月31日付け厚生労働省発職0331第2号をもって諮問のあった「雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成22年3月31日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄

「雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
について

平成22年3月31日付け厚生労働省発職0331第2号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成22年3月31日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 清家 篤

「雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
について

平成22年3月31日付け厚生労働省発職0331第2号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。



別添4



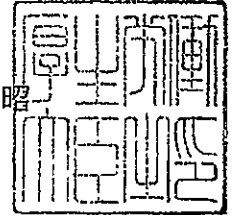
厚生労働省発職 0331 第3号

平成22年3月31日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を
変更する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱

平成二十二年四月一日から一年間、雇用保険率を千分の十五・五（農林水産業及び清酒製造業については千分の十七・五、建設業については千分の十八・五）とすること。

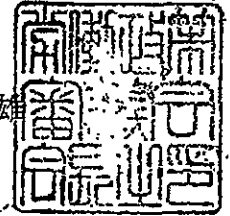


労審発第584号
平成22年3月31日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

労働政策審議会
会長 諏訪

康雄



平成22年3月31日付け厚生労働省発職0331第3号をもって諮問のあった「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成22年3月31日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」について

平成22年3月31日付け厚生労働省発職0331第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成22年3月31日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 清家 篤

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」について

平成22年3月31日付け厚生労働省発職0331第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要【当初予算関連。3月31日公布】

参考1

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

(1) 雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

- <現行> 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)
- <改正案> 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

((1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

[失業等給付に係る22年度の保険料率(労使折半)【告示】

・原則16/1000のところ12/1000とする(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000)

施行日:平成22年4月1日(1.(2)については、政令で定める日(公布日から9月以内))

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

○ 主な改正内容は以下のとおりです

* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大 (平成22年4月1日施行)

* 雇用保険料率の変更 (平成22年4月1日施行)

* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善 (今後施行予定)

* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

◇ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

【旧】 ○ **6ヶ月以上**の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること



【新】 ○ **31日以上**の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること

○ 「**31日以上**の雇用見込みがあること」とは…

○ **31日以上**雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。

○ このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が**31日未滿**であっても、原則として、**31日以上**の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。

- ・ 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり**31日未滿**での雇止めの明示がないとき
- ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が**31日以上**雇用された実績があるとき

※ 適用要件に該当する労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

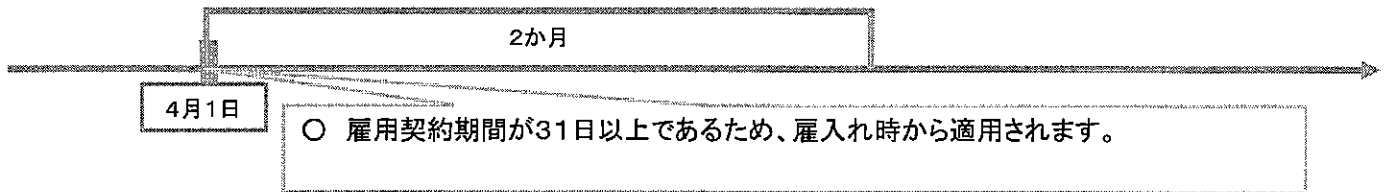
※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

(裏面に続きます)

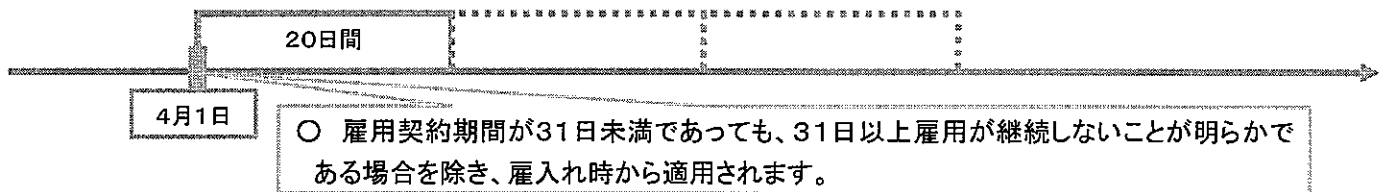
(表面の続きになります。)

◇ 4月1日以後における取扱いは以下のとおりとなります。

○ 雇用契約期間が31日以上ある方(雇用契約期間の定めのない方も含みます。)



○ 雇用契約期間が31日未満の方



※ 4月1日以前から引き続き雇用されている労働者の方については、4月1日時点において、4月1日以後に、31日以上の雇用見込みがあるかどうか(31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか)により雇用保険の適用を判断することとなります。

※ 現在雇用している労働者の方が、4月1日以後、31日以上の雇用見込みがある場合には、事業主の方は、5月10日までに、公共職業安定所へ雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくようお願いします。

* 雇用保険料率の変更

◇ 失業等給付に係る雇用保険料率が変更になりました。

(一般の事業の場合: **0.8%**(平成21年度1年間の暫定措置) → **1.2%**(平成22年度)を労使折半)

◇ その他、事業主の方には、雇用保険二事業に係る雇用保険料率(平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの**0.35%**)を負担していただく必要があります。

➡ 平成22年度の雇用保険料率(一般の事業) **1.55%** (事業主負担分: **0.95%**、労働者負担分: **0.6%**)

* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善

◇ 事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。

◇ 施行日(※)以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、**2年を超えて雇用保険の遡及適用**が可能となります。

(※)施行日とは…公布日(平成22年3月31日)から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずね下さい。
また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyouhoken.html>



厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所(ハローワーク)

労働者・求職者・事業主の皆さまへ

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

○ 主な改正内容は以下のとおりです

* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大(平成22年4月1日施行)

* 雇用保険料率の変更(平成22年4月1日施行)

* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善(今後施行予定)

* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

◇ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

【旧】 ○ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

【新】 ○ 31日以上の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

○ 「31日以上雇用見込みがあること」とは…

○ 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。

○ このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。

- ・ 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
- ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

※ 適用要件に該当する労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

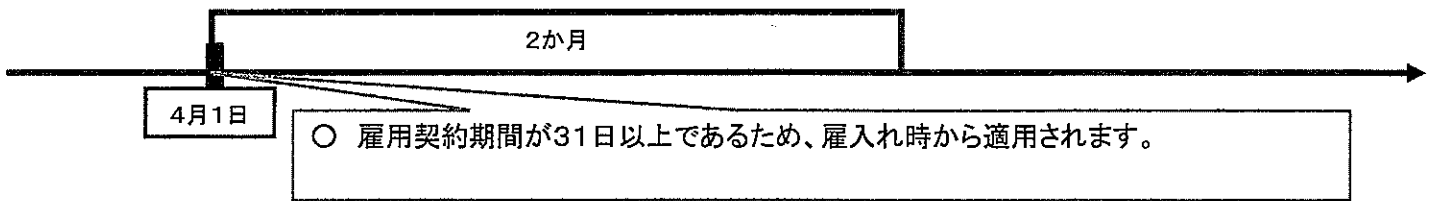
※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

(裏面に続きます)

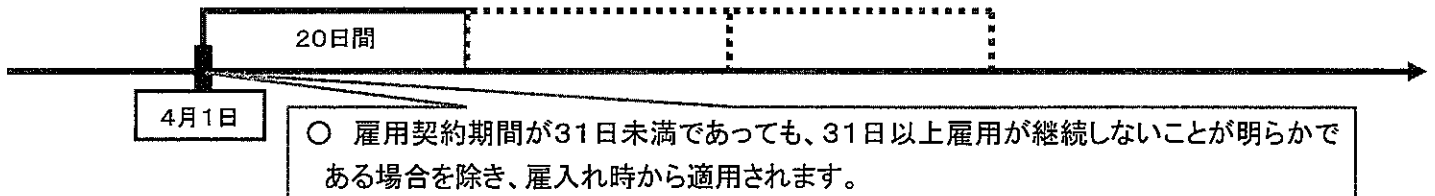
(表面の続きになります。)

◇ 4月1日以後における取扱いは以下のとおりとなります。

○ 雇用契約期間が31日以上ある方(雇用契約期間の定めのない方も含みます。)



○ 雇用契約期間が31日未満の方



※ 4月1日以前から引き続き雇用されている労働者の方については、4月1日時点において、4月1日以後に、31以上の雇用見込みがあるかどうか(31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか)により雇用保険の適用を判断することとなります。

※ 現在雇用している労働者の方が、4月1日以後、31以上の雇用見込みがある場合には、事業主の方は、5月10日までに、公共職業安定所へ雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくようお願いします。

* 雇用保険料率の変更

◇ 失業等給付に係る雇用保険料率が変更になりました。

(一般の事業の場合: 0.8%(平成21年度1年間の暫定措置) → 1.2%(平成22年度)を労使折半)

◇ この他、事業主の方には、雇用保険二事業に係る雇用保険料率(平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの0.35%)を負担していただく必要があります。

➡ 平成22年度の雇用保険料率(一般の事業) 1.55% (事業主負担分: 0.95%、労働者負担分: 0.6%)

* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善

◇ 事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。

◇ 施行日(※)以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。

(※)施行日とは…公布日(平成22年3月31日)から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずね下さい。

また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>



厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所(ハローワーク)

労働者・求職者・事業主の皆さまへ

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

※ **非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大** (平成22年4月1日施行)

◇ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

【旧】 ○ **6ヶ月以上**の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること

【新】 ○ **31日以上**の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること

- ※ 適用基準を満たす労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。
- ※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただきますようお願いします。

※ **雇用保険料率の変更** (平成22年4月1日施行)

◇ 失業等給付に係る雇用保険料率に変更になりました。

(一般の事業の場合：0.8%(平成21年度1年間の暫定措置) → 1.2%(平成22年度)を労使折半)

◇ この他、事業主から雇用保険二事業に係る雇用保険料率(平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの0.35%)を負担していただく必要があります。

➡ 平成22年度の雇用保険料率(一般の事業) 1.55% (事業主負担分:0.95%、労働者負担分:0.6%)

※ **雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善** (今後施行予定)

○ 施行日(※)以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、**2年を超えて雇用保険の遡及適用**が可能となります。

(※) 施行日とは…公布日(平成22年3月31日)から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずね下さい。
また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>



厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所(ハローワーク)

雇用保険の適用範囲が拡大されました

○ 平成22年4月1日から、雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

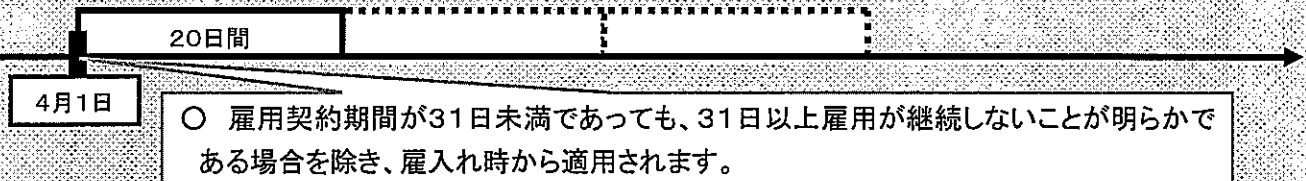
- 【旧】 ○ **6ヶ月以上**の雇用見込みがあること
○ **1週間の所定労働時間が20時間以上**であること

- 【新】 ○ **31日以上**の雇用見込みがあること
○ **1週間の所定労働時間が20時間以上**であること

- 「**31日以上**の雇用見込みがあること」とは…
- **31日以上**雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
 - このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が**31日未満**であっても、原則として、**31日以上**の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
 - ・ 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり**31日未満**での雇止めの明示がないとき
 - ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が**31日以上**雇用された実績があるとき

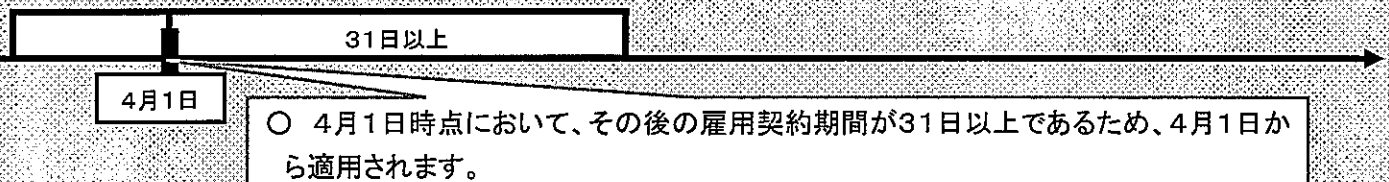
◇ 4月1日以降における取扱いは以下のとおりとなります。

○ 4月1日以降に雇われた方

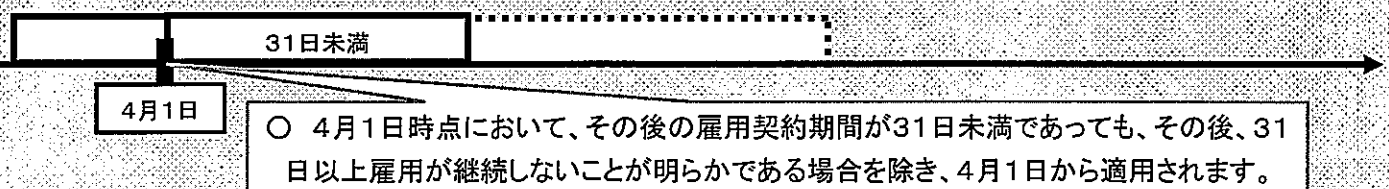


○ 4月1日以前から雇われていた方

・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日以上**の場合



・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日未満**の場合



日雇労働者の方

- 異なる事業主のもとで日々又は30日以内の雇用を繰り返すような場合には、日雇労働者として、日雇労働被保険者となる場合があります。
- 日雇労働被保険者となる方は、公共職業安定所で「日雇労働求職者手帳」の交付を受ける必要があります。



派遣元事業主の皆さまへ

雇用保険の適用範囲が拡大されました！

◇ 雇用保険の適用範囲の拡大について

- 派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成22年4月1日から拡大されました。



※ 4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、4月1日以後、31日以上の雇用見込みがあるかどうか(31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか)により判断することとなります。

◇ 雇用契約期間が満了した場合の喪失手続について

- 派遣元事業主が、派遣労働者の方に対して雇用契約期間が満了するまでに次の派遣就業を指示しない場合には、派遣労働者の方が同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業を希望する場合を除き、雇用契約期間満了時に被保険者資格を喪失することとなっています。
- 派遣労働者の方が引き続き同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業を希望している場合には、原則として、契約期間満了後1か月間は被保険者資格を継続することができます。
- また、契約期間満了時から1か月经過時点において、次の派遣就業(派遣先)が確定している場合には、被保険者資格を喪失させることなく、次の派遣就業が開始されるまでの間、被保険者資格を継続することができます。)



詳しくは公共職業安定所へお問い合わせください
厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所(ハローワーク)